

## 令和5年度 事業計画

現在、生産年齢人口の減少により労働力不足が懸念されています。また、「高年齢者雇用安定法」の改正もあり、企業に対して70歳までの就業機会の努力義務も課せられ、働く意欲のある高年齢者が活躍し、生涯現役で働くことのできる社会環境を整えていくことが重要になってきます。

近年、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動への影響や資源価格の上昇に伴って、あらゆる物価の高騰もあり当センターの事業活動にも大きな影響を及ぼしました。

こうした中、当センターは、今年度より5年間の方向を示す「中期基本計画」を策定しました。地域社会での高齢者が健康で働け、会員が生き生きとした生活が送れるよう事業を進めてまいります。

今後の事業運営において、経費負担に大きな影響を受ける「インボイス制度」への対応は喫緊の課題であり、この対応策を検討し、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、命題である会員増強と就業機会の増強を目指し、役職員が一丸となって魅力あるセンターづくりに取り組んでまいります。

### (1) 事業の普及啓発及び会員の増強

- ① 市広報紙、駅看板、ポスティング、ホームページ等により普及啓発に努めます。  
また、会員によるクチコミなどを通じ、会員の増加に努めます。
- ② センターの主旨・目的を充分理解できるよう、入会説明会や入会講習会における講習内容の充実を図り、幅広い人材の確保に努めます。また、健康管理と安全就業に対する意識の向上を目指し、入会に際しての安全就業推進員による「安全就業について」や資質向上のための「接遇研修」を引き続き実施します。
- ③ 瓢箪山作業所での入会説明会を、継続して実施します。
- ④ 公共施設等において、臨時入会説明会を開催し会員拡大に努めます。
- ⑤ 女性会員の就業の場の家事援助、子育て支援などの福祉分野の就業拡大を目指し、就業体制づくりに努めます。
- ⑥ 会員作品展やボランティア活動などの行事を通じて、シルバー人材センターの普及・啓発に努めます。
- ⑦ 会員拡大のため、同好会活動を支援するとともに新たな同好会の発足を目指し

ます。

## (2) 就業機会の確保と会員就業の適正化

- ① 就業機会の拡充を図るとともに、適正就業基準に基づき、会員および企業等発注者の理解を得ながら、長期間・長時間就業の是正、ペア就業・ローテーション就業などワークシェアリングの活用により適正就業に努めます。
- ② 発注者・会員へ適正就業の理解を深めてもらい、厚生労働省からの「適正就業ガイドライン」に沿って請負・委任・労働者派遣・職業紹介に努めます。
- ③ 未就業会員相談会を継続して実施し、未就業会員アンケートにそって、就業希望内容を再確認し、就業機会を提供し就業率向上に努めます。
- ④ 高齢会員のニーズに沿った就業開拓により、加齢による退会抑制に努めます。
- ⑤ 全国的に社会問題化している「空き家対策事業」をPRし、受注増に努めます。

## (3) 技能講習事業等の実施

- ① 会員の就業意識の啓発と技能習得・資質向上を図るため技能講習会等を実施し、適正な業務執行を確保するとともに、発注者のニーズに対応し満足度をより高められるよう努めます。
- ② 植木剪定や草刈の講習会を実施し、新規作業会員の拡大と技能向上に努めます。

## (4) 会員の安全就業対策

- ① 会員の安全就業は、シルバー事業の基本であり、事故ゼロを目指し就業現場への定期的・臨時的な巡回指導と安全用具着用を徹底するとともに、特に就業会員を対象として、就業途上の自転車・ミニバイクによる事故や就業中の事故防止のため、安全教育指導に努めます。
- ② 新たな就業受注にあたり、危険・有害作業の有無等を事前に確認するとともに、就業中の会員に対して、安全就業意識の再確認を徹底指導し、事故防止を喚起します。また、就業先の設備や作業環境等についても点検を行い、その改善を発注者に提言する等、会員の安全就業の確保に努めます。
- ③ 「安全」と「健康」は、特に高齢者にとって密接なつながりがあるため、健康診断受診を徹底するよう取組みます。
- ④ 安全への関心を喚起するための安全講習会の開催方法や内容は、毎年見直しを図ります。

## (5) 組織体制の充実

- ① 会員の参画による部会・委員会を通じて積極的な事業運営について検討するとともに、相互の連携を密にして効率的な活動を行います。
- ② 公益法人としての経営に視点をおいた職員の意識改革を図り、適切な対応を行うため、「報告」「連絡」「相談」など組織の原点を見失うことのないよう、適正な役割分担のもとに協力して組織体制の構築に努めます。
- ③ 役員・職員を対象とした研修・講習会等へ積極的に参加し、知識・情報の習得を図り、一体となって組織の充実・発展に取り組みます。

## (6) その他

- ① 関係機関と連携し、センター事業活動の円滑な運営を図ります。
- ② 大シ協などの上部機関や東大阪市などの行政機関との連携・調整を強化するとともに、近隣センターとの友誼交流を深めてまいります。
- ③ センター事業に必要な調査研究を行います。
- ④ 公益法人としての適正な運営に努めます。